

## 第9回 国立大学法人奈良国立大学機構役員会議事要録

日 時 令和4年9月30日（金）13時30分～15時06分  
場 所 奈良女子大学仮第二会議室（記念館1階）  
出席者 理事長 榊裕之，大学総括理事 宮下俊也，大学総括理事 今岡春樹，  
理事（総務・財務担当）榎本剛，理事（教育・研究担当）西村いくこ  
列席者 監事 三野博司，監事 大久保幸治，監事 三谷洋子，監査室長 岩阪豊  
（機構事務部）  
総務課長 林潤一郎，企画課長 望月毅，人事課長 川村婦美子，  
財務課課長補佐 高畑兵衛，情報課長 横井 有紀  
（奈良教育大学事務部）  
事務部長 三木達行，総務課長 植田康敏，企画・財務課長 奥野好幸，  
教育研究支援課長 仲井徹  
議 長 榊理事長

議事に先立ち、

- （1）9月1日付け監事の交代に伴い、理事長から三谷監事が役員会に陪席することの説明があった。
- （2）前回の記録を確認

### I. 審議事項

#### 1. 諸規程等の制定等について

##### （1）奈良国立大学機構事務組織規程の一部改正について

総務課長から、資料1-1により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、本日付けで施行し、令和4年7月1日付けで適用することとした。

##### （2）奈良国立大学機構事務分掌規程の一部改正について

総務課長から、資料1-2により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、本日付けで施行し、令和4年7月1日付けで適用することとした。

##### （3）奈良国立大学機構における授業料その他の費用を定める規程の一部改正について

総務課長から、資料1-3により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、本日付けで施行し、令和4年7月1日付けで適用することとした。

##### （4）奈良国立大学機構内部統制に関する基本方針の制定について

総務課長から、資料2-1により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、本日付けで施行し、令和4年4月1日付けで適用することとした。

##### （5）奈良国立大学機構における内部統制に関する規程の制定について

総務課長から、資料2-2により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、本日付けで施行し、令和4年4月1日付けで適用することとした。

##### （6）奈良国立大学機構職員給与規程の一部改正について

人事課長から、資料3-1により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、本日付けで施行し、令和4年4月1日付けで適用することとした。

(7) 奈良国立大学機構奈良女子大学年俸制適用教員給与規程の一部改正について  
人事課長から、資料3-2により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、本日付けで施行し、令和4年7月1日付けで適用することとした。

(8) 奈良国立大学機構奈良女子大学年俸制（年俸制導入促進費適用）教員給与規程の一部改正について  
人事課長から、資料3-3により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、本日付けで施行し、令和4年7月1日付けで適用することとした。

(9) 奈良国立大学機構奈良教育大学年俸制教員給与規程の一部改正について  
人事課長から、資料3-4により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、本日付けで施行し、令和4年7月1日付け適用することとした。

(10) 奈良国立大学機構奈良教育大学新年俸制教員給与規程の一部改正について  
人事課長から、資料3-5により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、本日付けで施行し、令和4年7月1日付け適用することとした。

(11) 奈良国立大学機構サイバーセキュリティ対策基本計画の制定について  
情報課長から、資料4-1～4-3により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、令和4年10月1日付けで施行することとした。

榎本理事から、サイバーセキュリティ教育・訓練の受講率について、全員が受講するよう対応すべきとの意見があった。

榎本理事長から、受講しなければ学内ネットワークの利用を停止するといった対応も含めて、両大学で協議し、対応策を今年度中に策定するようとの指示があった。

榎本理事から、奈良教育大学における訓練の対象者について質問があり、教育研究支援課長から、学生は必修授業において教育を受けているため、受講省略しているとの説明があったが、宮下理事から、必修授業の内容を確認した上で、別途、訓練等をすべきか改めて確認するよう指示があった。

榎本理事長から、授業と訓練の内容が重複しない仕組みを考えていただきたい旨の意見があった。

2. 国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書等について

榎本理事から、資料5により説明があり、意見聴取が行われた。

大久保監事から、補充原則1-3⑥(2)について、奈良教育大学の一般事業主行動計画に関する記載は必要ないのかとの質問があり、榎本理事から、本項目について、機構の記載があればよく、奈良女子大学は女性教員比率の内容等を機構の行動計画に上乘せして定めているため、記載している旨の回答があった。

3. その他

特になし

## II. 報告事項

1. 連携教育開発センターのミッションについて

宮下理事から、資料6により報告があった。

今岡理事から、連携教育開発センター運営委員会に奈良女子大学の教員養成に深く関与している大学教員を委員に加えていただきたい旨の要望があり、宮下理事から、検討する旨の発言があった。

2. 連携教育開発センター紀要の発行について  
宮下理事から、資料7により報告があった。
3. アドバイザリーボード委員について  
榎本理事から、資料8により報告があった。
4. 事務職員等の人材育成基本方針について  
人事課長から、資料9により報告があった。
5. 令和4年度奈良国立大学機構職員研修の実施について  
人事課長から、資料10により報告があった。
6. 令和5年度概算要求事項について  
財務課課長補佐から、資料11により報告があった。
7. 令和5年度国立大学法人等施設整備の事業評価結果について  
榎本理事から、資料12により報告があった。
8. 令和3事業年度財務諸表等の承認について  
榎本理事から、資料13-1～13-2により報告があった。
9. 『我が国の学術情報流通における課題への対応について（審議まとめ）』について  
学術情報課長及び教育研究支援課長から、資料14により報告があった。
10. 人事報告について  
人事課長から、資料15により報告があった。
11. その他  
特になし

以 上